

山ヶ野金山初代山先役・内山与右衛門とその墓碑

新田 栄治

寛永18年（1641年）、薩摩藩で初めて開山した金山、山ヶ野金山の初代山先役として名を残している内山与右衛門の墓碑は長く行方不明であったが、再発見され、近年長野金山胡麻目坑入り口に再建された。今回墓碑の拓本をとり、文面を解読し、あわせて内山与右衛門と開山をめぐる諸説を検証し、その人物像を復元する。

内山与右衛門の墓碑

墓碑は砂岩系の石で、高さ103.5cm、横幅40cm、奥行き34cmの直方体である。頭部も平らであり、特別な加工は施されていない。墓碑の四面に刻字されている。以下のように読める。

（表面）（図1，図版1）

寛永十八辛巳年

當金山元山先玉山剩金居士

□一月二□二日

（裏面）（図2，図版2）

山先玉山彦命

（右側面）（図3，図版3，4）

俗名

内山与右衛門

（左側面）（図4，図版5）

掘り出されたときについたと思われる鋏先痕による破損がひどく、欠落した文字が多いが、以下のように読める。

（欠落）主右衛門

（欠落）四良□□

（この部分、墓碑大きく破損。間隔から判断して2名分の名前が刻されていたと思われる。）

井上 長四□□

藤沢 仁右衛門

右から二人目の（欠落）四良□□の「良」の字であるが、「良」の左側に偏が存在したように見えるが判然としない。また、井上 長四□□の「四」の字には中央横の線があり、「四」とは異なる字形である。また、「長」の右に隣接して「成」のような字が見えるが、この部分の破損がひどくて読むことができない。



図1 表面



図2 裏面



図3 右側面

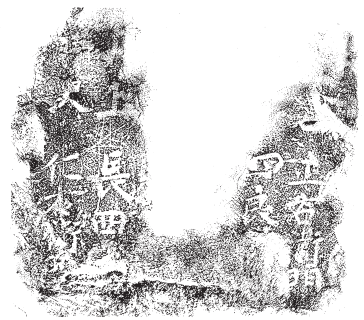


図4 左側面

墓碑の脇にある説明文によると、「戒名と神号とが刻された珍しい墓碑」という説明がされているが、この説明は適切ではない。表面と両側面には通常の印刻によって文字が記されているが、神号の文字は文字が幅広く、かつ文字面が浮き上がるように刻されている。明らかに両者の刻字スタイルは違う。したがって、神号とその他三面の刻字は同時期のものではない。また、鹿児島県では明治初年の廃仏毀釈が徹底された結果、玉龍山福昌寺の島津家墓所の墓碑に見られるように、廃仏毀釈時に墓碑に神号を新たに刻字している。また、旧長野金山倶楽部跡



図版1 表面（戒名）



図版2 裏面（神号）

に残る門柱に刻された「金山倶楽部」の刻字スタイルは、内山与右衛門墓碑の神号刻字スタイルと酷似している。以上のことから、神号は明治になって廃仏毀釈が猛威をふるったときに、新たに付け加えられたものであることは明らかである。明治元年3月、藩命により廃仏毀釈が始まるが、明治2年3月に鳥津忠義夫人が逝去すると、葬儀を仏式から神式にかえて挙行することになった。旧薩摩藩では廃仏毀釈が徹底されたが、キリスト教と並んで禁制であった浄土真宗の布教が許されたのは明治9年になってからのことである。この年になれば廃仏毀釈も一段落し、戒名から神号への切り替えも同時に一段落したのではないか。したがって、内山与右衛門墓碑に神号が刻されたのは、明治元年(1968年)～明治9年(1976年)のいつかであろう。

では、本来の墓碑銘文はどのように解釈することができるか。この墓碑の被葬者は、右側面に刻されている人名「内山与右衛門」である。したがって、墓碑の正面には当然、内山与右衛門の戒名と死亡した年月日が記される。被葬者の戒名は「金山元山先玉剰金居士」である。金



図版3 右側面（俗名）



図版4 右側面拡大

産出量が大きかったことを示す戒名といえる。死亡した年月日は、寛永十八年□一月二□二日と記されているが、墓碑の破損部分が多いため墓碑からは明瞭ではない。『薩摩町郷土誌』に引用された「称名墓志」卷二(う)の部の記事が参考になる（薩摩町郷土誌編纂委員会1968, 458）。それによれば、内山与右衛門が死亡したのは寛永18年12月22日である。墓碑には「十二月」と刻されていたことになり、「□一月」の□には「十」が刻され、「一」は「二」の上の横棒が欠けていた。また「二□二日」は「二十二日」と刻されていた。したがって墓碑正面右側には「寛永十八辛巳年」、左側には「十二月二十二日」とあったはずである。

左側面には4名の施主の名前が刻されているが、中央部分が大きく損壊している。損壊部分にもう2名の名が刻されていたはずであり、そうであれば計6名の名前が刻されていた。いずれも名前の一部しか判読できないが、苗字を持っており、それなりの身分の人物であったと推定できる。彼らは山先役の配下で金山経営の中心的人物であろう。



図版5 左側面（施主の名）

内山与右衛門墓碑の流転

この墓碑の所在については、諸説ある。説明板には、「もともとは山神社にあったが、その後行方不明であった。金山公民館建設のさいにその地で発見された」とある。現在、山神社はなくなっているが、かつてはさつま町金山公民館の右手の隣接地にあった。旧境内地には金鉾石を粉砕した石臼が5点（上臼3，下臼2）が放置しており、この近辺が江戸時代の寄勝場であったことを推定させる。臼の特徴は山ヶ野金山の石臼と同様である（新田2010：26-31）。

また、ある説では、「山神社から宮之城町の虎居に移したが、その後行方不明になった」という。虎居は宮之城島津家墓地があるところ一帯であり、長野金山からは遠く離れており、疑問である。長野金山にあった山神社は、明治17年に山ヶ野金山がある十三谷に移転し、徳源社となった。

墓碑に刻されているように、内山与右衛門は寛永18年12月22日に死去した。その後、□□正右衛門、□□四良□□、井上 長四□□、□沢 仁右衛門らによって墓碑が建立された。長らくこの墓碑は山神社の境内に置かれていたが、明治2～9年（1869～1876年）の間に、墓碑裏面に「山先玉山彦命」の刻字が付加された。明治17年に山神社が移転した後もこの場所にあったが、管理者不在となり、時の経過とともに倒れ、地中に埋もれた。それが公民館建設工事の際に再発見されたということであろう。その際、墓碑建立者たちの名前が刻された面が上を向いて埋まっていたために、発見時の鍬先痕がついたと思われる。

内山与右衛門の人物像

山ヶ野金山の初代山先役としてその名を残している内山与右衛門とはどのような人物であったのか。それを知ることのできる資料はほとんどない。

山ヶ野金山開山の事情について記された『山ヶ野金山御取建之由緒』および『金山開基』には両者ともまったく同じ内容の文が記載されている。それによると以下のとおりである。

「長野山ヶ野金山の基は宮之城島津家の島津図書頭久通がご家老になる⁽¹⁾以前のことである。久通の私領宮之城内佐志村の川の中で吉砂を取り上げた者がいた。この吉砂を調べてみると砂金があったので、この川の川上には金気があるだろうと考え、そのため、石見銀山にいた内山与右衛門は肥後国宇土郡の半屋為右衛門を宮之城に派遣させ、2～3年間、曾木、本城、長野あたりの山、谷、川を探索させた。寛永17年(1640)3月22日、長野の完焼谷の川の中から与右衛門が砂金を発見したので、土中を探查した。そこで久通は試し掘りして得た砂金を、藩主光久が江戸にいたときに献上して事情を話したところ、光久はさらに試掘を継続するように命じた。そこで試掘を継続し、得られた砂金300匁を江戸に送ってお伺いをたてた。6月15日、重臣の伊勢兵部貞雅からさらに試掘を続けるようにと命じられたので、さらに試掘を継続した。寛永18年(1641)8月28日砂金980匁余を献上した。翌寛永19年(1642)正月14日、金山の本格的開山の命令が下った。奉行の北郷佐渡守久加は他国出身者を2万人余集め、本人も山ヶ野金山に滞在させた。掘り出した金は数えることができないくらいの数量であった。道なりに1里余り、山坂を超えて大隅国桑原郡横川のうち、山ヶ野までひと囲みに柵で囲んで、その範囲内を掘った。これによって薩州の長野、隅州の山ヶ野の両国境の白仁田というところに境界の木柱がある。」

これによれば、内山与右衛門は石見銀山で経験を積んだ山師であり、山ヶ野金山開発の第一人者であったことになる。また肥後国宇土郡の半屋為右衛門を支配下にしていた最高責任者でもあった。

山ヶ野金山の発見と開山の事情については、常にこの記事が引用されるが、信憑性には疑問がある。薩摩藩にとって都合な経緯を隠蔽し、公式見解としてでっちあげた文書であることについて、すでに記したことがある(新田2009:21-23, 2011:21-23)。この間の事情について最も信憑性があるのは『薩藩旧記雑録』に残る一連の記録である。『薩藩旧記雑録』では詳細な事情が記録されており、こちらのほうが真相を伝えていると判断できる。なかでも、肥後国の山師である笠伊兵衛尉が寛永21年に薩摩藩に対して起こした訴訟記事は、開山の真相をきわめてよく伝えている。『薩藩旧記雑録』巻97、No.123およびNo.435は全く同じ文書であり、No.435に朱書きで「寛永21年」と記してある。以下現代語訳する。

「私(笠伊兵衛尉)が山先に任じられた事情は次のとおりです。図書頭殿(島津久通)の知行所の清右衛門と嶋原の吉右衛門のふたりが肥後国へやってきて、私に申すには、薩摩国内に

金気あるところを、清右衛門の家来分の予右衛門が発見したので、経験豊富で上手な者を招聘して、金山仕立て人を連れてくれば、もし金山になれば山先役については伊兵衛尉に任せる、清右衛門と吉右衛門については言うに及ばず、予右衛門も山先役につきたいなどとはもちろん望んではいないということを書面にして私に渡しました。そこで、私は掘子たちを多数つれて薩摩国にやってまいりました。しかし、予右衛門が申しますには、金気はないというので、しかたなく国許（肥後国）に帰りました。ところが、図書頭殿のご城下の宮之城というところの代官・餅田堅右衛門のところから、前述の清右衛門を使いにして、私どもに言ってきたのは、もう一度薩摩に来て、金山の見立て人を連れてきてくれという書状をもってきました。この間のことは図書頭殿もご存知で、私をお招きになったのです。これによって、ふたたび薩摩国にやってきました。金気がずいぶんあるところを長野、横川の2ヶ所を見つけて、立派な金山に仕立て、御忠節申しあげました。』

この文書は金山管理の責任者である山先役に自分ひとりが任命される約束が履行されず、予右衛門と伊兵衛尉のふたりが山先役に任命され、しかも伊兵衛尉は予右衛門の養子になれ、つまり風下にたてという久通の命であったことに対する契約違反と、山師への報酬が九州の慣習どおり支払われなかったことに対する契約不履行を薩摩藩に訴えたものであり、訴訟文書であることから真実であることは明白である。

この間の事情については、寛永17年4月26日付の江戸詰家老の山田有栄、伊勢貞昌、北郷久加3名連名で、鹿児島島の重役たちに当てた書状にもみえる（No.122）。それによれば、「金堀判屋為右衛門尉という人物に、当分の間主付で掘らせ（下線部筆者）、その結果金が出たことはひじょうにめでたいことである。産出した砂金と吹き金少々を光久に披露した。（後略）」（No.121）。

また、天保9年6月、金山を訪れた幕府の巡検使・大久保甚三郎に対する想定問答集『金山にて御答可申上大概』では、「長野金山の初めは長野村より五里川下、宮之内迄川筋に流金が残っているのが見えたので、川筋をさかのぼって探索したところ、長野村の山中、完焼口というところで、寛永17年3月22日に金を発見し、さっそく試掘を行った。金百両余が取れたので、江戸に差し上げ、阿部対馬守へ藩主光久より金山開発の免許を下さるようお願いし、許可を得た。」とある。

これらの記事から開山に関わる事情は以下のものであったと推定できる。金山開発には、島津久通の家臣である清右衛門が担当となり、当初石見銀山で山師をしていたと思われる内山予右衛門を招聘し、探索させたが、彼は見つけることができなかった。その間、久通は藩主光久に金がでたことを吹聴していたが、いっこうに金山を発見することができなかったので、光久はこの話を相手にしなくなっていた。そこで肥後の山師である笠伊兵衛尉（半屋為右衛門と同人物であろう。半屋は屋号、「伊」が「為」と記されたのでであろう）に白羽の矢をたて、久通の知行所の清右衛門と吉右衛門のふたりが招聘の使者として派遣された。笠伊兵衛尉は配下の

掘子を集めて薩摩に来てみたものの、予右衛門から金山はないと言われたので、帰国した。ところが、清右衛門が代官・餅田堅右衛門の再度の招聘の手紙をもってやってきたので、再び薩摩に出向き、山ヶ野金山を探索することができた。したがって予右衛門ではなく、伊兵衛尉こそが金山を実際に探索して成功した人物であった。

笠伊兵衛尉については宇土市にも史料が残っていないため⁽²⁾、出自等は不明である。細川家は寛永9年(1632)に肥後に転封になる以前、元和6年(1620)から寛永9年(1632)のあいだ小倉に所在しているが、領地内には呼野金山、採銅所金山があった(現在の北九州市小倉区)。呼野金山は元和8年(1622)ころから開かれ、元和～寛永初年には盛んに金の採掘が行われていた(小葉田1986:117-130)。ここでは砂金が主で、かつ露天掘りが主ではあるが、坑道も掘っている。細川忠利は金山開発に熱心であったが、肥後転封前後においてはすでに産金量は不振となっていた。笠伊兵衛尉はこの金山に関係していた人物であるかもしれない。細川氏の小倉から肥後への転封、金山の枯渇に伴って移住してきた技術者である可能性もある。

内山与右衛門に関して分かることは次のようなことである。内山与右衛門は石見銀山で銀鉞石採掘の技術を習得していた。川の中での砂金発見によって、金山開発が期待された。そのため宮之城島津家は内山与右衛門を金山開発の中心となるべく招聘した。しかし、彼には金山開発ができなかった。寛永14～15年頃に内山与右衛門に変わる金山開発技術者として笠伊兵衛尉が宇土から招聘され、2～3年間探鉞を行った。笠伊兵衛尉は内山与右衛門の「主付きで」とあるように、島津久通としては、あくまでも内山与右衛門が金鉞山開発の最高責任者として認識していたようであり、結果的には笠伊兵衛尉は山先役に任じられず、内山与右衛門が山先役に任じられた。

金発見後の寛永17年6月になっても、光久書状に記されているように、松山藩主・松平隠岐守⁽³⁾のところにいる佐渡金山の技術者から指導を請うように指示しており、技術的に困難であったらしく、順調ではなかった(No.136, 138)。

金山発見、開発、閉山に至る経緯を『薩藩旧記雑録』により時系列でまとめると次のようになる。

年 月 日	事 件 等
不明	佐志川で砂金発見
不明	内山与右衛門を招聘
寛永14～15年ころ(1637～1638)	笠伊兵衛尉を招聘
寛永17年3月22日(1640)	完焼谷の川中より砂金発見
寛永17年4月26日付北郷久加書状(1640)	一ヶ月に7～8千人投入して掘る。運上7分/人・月
寛永17年6月10日付光久書状(1640)	金鉞石採掘がうまくいかない、松平隠岐守(松山藩主)に技術支援依頼
寛永17年6月19日付光久書状(1640)	金鉞石採掘がうまくいかない、松平隠岐守に技術支援依頼

寛永17年7月24日付伊勢貞昌ら書状（1640）	金山経営基本政策の策定、金山奉行・北郷久加の任命、このころから軌道に乗り始める
寛永18年8月28日（1641）	砂金献上
寛永18年12月10日（1641）	松平隠岐守に幕府の許可取得につき助力要請。金産出量大
寛永18年12月19日（1641）	老中・酒井讃岐守より金山開発許可については未定との回答
寛永19年正月12日（1642）	口頭により金山開発許可おける
寛永19年正月16日（1642）	老中奉書により1年間の金山開発許可おける
寛永19年12月1日付江戸家老書状（1642）	老中・阿部対馬守より金山経営1年限りとの命令
寛永20年2月24日付江戸家老書状（1642）	隠れて掘ることを禁じる
寛永20年3月1日付命令（1642）	他国者の金山からの追放命令

内山与右衛門が死去したのは寛永18年12月22日である。宮之城に招聘されたのは佐志川での砂金発見以降のことと考えられるので、寛永10年前後のことだろう。それ以来およそ8年間金山開発に務めた。当初は技術的難問を抱え、金山開発には困難なことが多かったために、佐渡金山技術者を擁する松山藩主に助力を要請していたが、しだいに解決され、寛永18年7月頃から産金量が拡大してきたようである。寛永18年末には薩摩藩は幕府の許可取得に全力を挙げているところであった。ちょうどそのころ、内山与右衛門は死去する。正式許可がおける20日前であった。死因、年齢ともに不明である。このように、山ヶ野金山開山当初の困難な時期を、実務の最高責任者としての任を全うした人物であった。笠伊兵衛尉の訴訟の原因は内山与右衛門に責任があるのではなく、むしろ島津久通にあったと考えられる。だからこそ、6名の配下の者たちによって墓碑が建てられたのである。

注

1. 久通が家老になるのは1645年。
2. 宇土市教育委員会に関係文書がないか問い合わせたところ、全くないとの回答をえた。また宇土市には「笠」姓の家が現存しないとのことである。熊本県電話帳で調べたところ、熊本県内各地に「笠」姓の家が存在する。
3. 当時の松山藩主・松平（久松）隠岐守定行の前室は島津豊後守朝久の娘で家久（忠恒）養女（1618死去）、後室・伊集院千鶴は伊集院忠真の娘で家久（忠恒）養女（1599-1658、1620定行と結婚）。島津家とは姻戚関係にあったために技術指導の依頼もしやすかったのだろう。

文献

- 小葉田淳 1986 『続日本鉱山史の研究』岩波書店
 薩摩町郷土誌編纂委員会編 1968 『薩摩町郷土誌』、薩摩町
 新田栄治 2009 山ヶ野金山の開山事情と鉱山技術－関係史料と考古資料から－. 『南の縄文・地域文化論考』下巻、21-40.
 新田栄治編 2011 『鹿児島県霧島市横川町上ノ 山ヶ野金山作業場跡推定血発掘調査報告書』、鹿児島大学法文学部比較考古学研究室